

周南市監査委員 久行 竜二  
周南市監査委員 福田 文治

## 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和8年4月15日に議長及び市長等に提出し、令和8年6月1日に議会報告されています。）

### 1 監査の対象

都市整備部

都市政策課、公共交通対策課、建築指導課、公園花とみどり課、市街地整備課

### 2 監査の範囲

令和7年4月（指定した一部の事務については令和6年4月）から11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

令和8年1月16日（金）から令和8年4月15日（水）まで

### 4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

- ア 事務処理の手續等に改善の余地はないか。能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- イ 事務処理について各部局間の連携、整合性がとれているか。
- ウ 関連する条例、規則、要綱等は適正に制定されているか。

(2) 契約事務

- ア 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- イ 収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ消印されているか。
- ウ 追加契約あるいは設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時、かつ適切に行われているか。
- エ 契約書どおりの履行はなされているか。
- オ 契約した事務事業が適正に履行されたかどうかを、成果物その他実績報告書で確認しているか。
- カ 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号を適用している場合、4月1日から役務の提供を受けなければならない適正な理由があるか。

(3) 財産管理事務

- ア 寄附物品等について、寄附收受等、必要な手續がとられているか。

(4) 指定管理事務

- ア 指定管理者より提出された事業報告書の点検は適切になされているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項（合計82件）については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

公園花とみどり課

(1) 契約事務

- ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為が行われているものがあった。
- イ 契約書に貼付された収入印紙について、納税指導の不備により印紙税額を誤っているものがあった。